

# 新型インフルエンザ発生時等 における対処要領

平成23年9月20日  
新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ  
等に関する関係省庁対策会議

政府は、新型インフルエンザが国内外で発生し又はその疑いがある場合に、事態を的確に把握するとともに、国民の安全を確保し、緊急かつ総合的な対応を行うため、「新型インフルエンザ対策に関する政府の対応について」（平成 19 年 10 月 26 日閣議決定）、「新型インフルエンザ対策行動計画」（平成 23 年 9 月 20 日新型インフルエンザ対策閣僚会議）、「新型インフルエンザ対策ガイドライン」（平成 21 年 2 月 17 日新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議）及び「緊急事態に対する政府の初動対処体制について」（平成 15 年 11 月 21 日閣議決定）等を踏まえ、以下を標準として対処する。対処に当たっては、事態の状況に応じて、事態の変化に柔軟かつ的確に対応する。

## **I 海外において新型インフルエンザが発生した場合の措置**

### **1 海外における新型インフルエンザ発生の疑いを把握した場合の措置**

- （１）鳥との接触歴がなく、血縁関係にない人の間での鳥インフルエンザの感染が確認されるなど、海外における新型インフルエンザ発生の疑いがある事態を厚生労働省が把握した場合には、内閣情報調査室（内閣情報集約センターを指す。以下同じ。）に直ちに報告する。外務省は、関連情報を入手した場合には、内閣情報調査室及び厚生労働省に直ちに報告・連絡する。
- （２）内閣情報調査室経由で事態を把握した官邸危機管理センター（以下「危機管理センター」という。）勤務員は、直ちに内閣官房関係部局及び関係省庁に連絡する。
- （３）内閣危機管理監は、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整を集中的に行うため、危機管理センターに官邸連絡室を設置する。厚生労働省は、事態に応じ、官邸連絡室に連絡要員を派遣する。関係省庁は、事態に関する情報を官邸連絡室に報告する。
- （４）内閣危機管理監は、必要に応じ、内閣官房副長官補等及び緊急参集チームを参集させ、事態について緊急に分析・協議を行い、その結果を内閣総理大臣等に報告する。
- （５）内閣危機管理監は、速やかに新型インフルエンザ及び鳥インフルエンザ等に関する関係省庁対策会議（以下「関係省庁対策会議」という。）を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、政府の初動対処（検疫の強化、感染症危険情報の発出、追加書類徴収による査証審査の厳格化、新型インフルエンザの発生が疑われる国にある在外公館関係者等へのプレパンデミックワクチンの接種等）について協議・決定する。また、

検疫飛行場及び検疫港の集約化、停留の実施、外国人への査証発給停止等の水際対策に関する措置について検討を開始することを決定する。

## **2 海外における新型インフルエンザ発生疑いの強まった場合の措置**

- (1) 厚生労働省は、世界保健機関（WHO）の動向や新型インフルエンザの発生が疑われる国の状況等を把握し、海外における新型インフルエンザ発生疑いの強まったと判断した場合には、内閣情報調査室に直ちに報告する。外務省は、関連情報を入手した場合には、内閣情報調査室及び厚生労働省に直ちに報告・連絡する。いずれにおいても、官邸連絡室が設置されている場合は、官邸連絡室にも直ちに報告する。
- (2) 内閣情報調査室経由で事態を把握した危機管理センター勤務員又は官邸連絡室は、直ちに内閣官房関係部局及び関係省庁に連絡する。
- (3) 内閣危機管理監は、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うため、官邸対策室を設置する。官邸対策室は、関係省庁からの連絡要員の派遣を要請する。関係省庁は事態に関する情報、講じた措置等について官邸対策室に報告する。
- (4) 内閣危機管理監は、緊急参集チームを参集させ、事態について緊急に分析・協議を行い、その結果を内閣総理大臣等に報告する。また、内閣危機管理監は、必要に応じ、関係省庁対策会議を開催し、情報の共有を図るとともに、政府としての対策について協議・決定する。
- (5) 政府は、海外において新型インフルエンザが発生した疑いが強く、政府としての対策を総合的かつ強力に推進する必要があると判断した場合には、内閣総理大臣が主宰し、全ての国務大臣、内閣官房副長官及び内閣危機管理監が出席する新型インフルエンザ対策閣僚会議（以下「閣僚会議」という。）を開催し、水際対策等の初動の基本的対処方針について協議・決定するとともに、新型インフルエンザ対策本部（以下「政府対策本部」という。）設置の準備、在外邦人支援に関する措置及び検疫の強化等の水際対策に関する措置の準備、発生時に第一線で対応する医療従事者等へのプレパンデミックワクチンの接種等について協議・決定する。
- (6) WHOがフェーズ4の宣言を行っていないものの、WHO及び周辺国を含む諸外国の動向等から我が国として早急に対応すべきと判断する場合には、閣僚会議において、水際対策等初動の措置等を開始することを協議・決定する。

### **3 海外において新型インフルエンザ発生が確認された場合の措置**

- (1) 厚生労働省及び外務省は、WHOが新型インフルエンザの発生を宣言するなど新型インフルエンザの発生が確認された場合には、「新型インフルエンザ対策に関する政府の対応について」に基づき内閣情報調査室に直ちに報告する。ただし、官邸対策室又は官邸連絡室が設置されている場合には、官邸対策室又は官邸連絡室にも直ちに報告する。
- (2) 内閣情報調査室経由で事態を把握した危機管理センター勤務員、官邸連絡室又は官邸対策室は、直ちに内閣官房関係部局及び関係省庁に連絡する。
- (3) 政府は、「新型インフルエンザ対策に関する政府の対応について」に基づき政府対策本部を速やかに設置するとともに、水際対策等の初動の基本的対処方針について決定する。

### **4 情報提供**

上記1から3を通じて、内閣官房及び関係省庁は、国民及び在外邦人の間に不安感を醸成しないよう留意しつつ、社会不安の解消、国民による協力の確保等のため、事態及びこれへの対応に関する状況について、記者会見、記者クラブへの資料配付、ホームページへの掲載等により積極的に情報提供を行う。

## **Ⅱ 国内において新型インフルエンザが発生した場合の措置**

### **1 国内における新型インフルエンザ発生の疑いがある場合の措置**

- (1) 厚生労働省は、現地に派遣された専門家チームの調査結果等により、国内において、鳥との接触歴がなく、血縁関係にない者の間での鳥インフルエンザの感染が確認され、又は新型インフルエンザが発生している国若しくは発生が疑われている国からの帰国者がインフルエンザ様症状を表していることが確認されるなど、国内において新型インフルエンザ発生の疑いがあると判断される事態を把握した場合には、内閣情報調査室に直ちに報告する。ただし、官邸連絡室が設置されている場合は、官邸連絡室にも報告する。
- (2) 内閣情報調査室経由で事態を把握した危機管理センター勤務員又は官邸連絡室は、直ちに内閣官房関係部局及び関係省庁に連絡する。
- (3) 内閣危機管理監は、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整、政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うため、

官邸対策室を設置する。官邸対策室は、関係省庁からの連絡要員の派遣を要請する。関係省庁は事態に関する情報、講じた措置等について官邸対策室に報告する。

- (4) 内閣危機管理監は、緊急参集チームを参集させ、事態について緊急に分析・協議を行い、その結果を内閣総理大臣等に報告する。また、内閣危機管理監は、必要に応じ、関係省庁対策会議を開催し、情報の共有を図るとともに、政府としての対策について協議・決定する。
- (5) 政府は、国内において新型インフルエンザが発生した疑いがあると判断した場合には、閣僚会議を開催し、政府の基本的対処方針について協議・決定する。あわせて、発症者の渡航歴等から海外における感染の可能性があると判断した場合には、水際対策に関する措置の検討を開始することを決定する。また、事態に応じ、医療従事者及び社会機能の維持に関わる者に対するプレパンデミックワクチンの接種について協議・決定する。

## **2 国内における新型インフルエンザ発生が確認された場合の措置**

- (1) 厚生労働省は、国立感染症研究所においてウイルスの変異が確認された、又は鳥インフルエンザの感染が血縁関係にない人の間で拡大していることが確認されたなど国内における新型インフルエンザ発生が確認された場合は、「新型インフルエンザ対策に関する政府の対応について」に基づき内閣情報調査室に直ちに報告する。ただし、官邸対策室又は官邸連絡室が設置されている場合には、官邸対策室又は官邸連絡室にも直ちに報告する。
- (2) 内閣情報調査室経由で事態を把握した危機管理センター勤務員、官邸連絡室又は官邸対策室は、直ちに内閣官房関係部局及び関係省庁に連絡する。
- (3) 政府は、「新型インフルエンザ対策に関する政府の対応について」に基づき政府対策本部を速やかに設置する。

## **3 情報提供**

上記１・２を通じて、内閣官房及び関係省庁は、国民の間に不安感を醸成しないよう留意しつつ、社会不安の解消、国民による協力の確保等のため、事態及びこれへの対応に関する状況について、記者会見、記者クラブへの資料配付、ホームページへの掲載等により積極的に情報提供を行う。

### Ⅲ 新型インフルエンザ対策本部

#### 1 政府対策本部会合の開催

- (1) 政府対策本部会合は、本部長が主宰し、わが国における新型インフルエンザの発生段階の変更等対処に関する重要な決定を行う必要がある場合等に開催する。
- (2) 第1回政府対策本部会合は、政府対策本部設置後速やかに開催する。関係省庁は、第1回政府対策本部会合が速やかに開催できるよう、政府対策本部設置前から新型インフルエンザ発生時の諸措置について、密接に連携して協議、検討を行うとともに、必要に応じ、医学・公衆衛生等の専門家の意見を聴取するなどする。
- (3) 政府対策本部会合には、必要に応じ、医学・公衆衛生等の専門家が有識者として、内閣危機管理監及び内閣官房副長官補が関係者として出席する。

#### 2 政府対策本部会合における協議事項等

政府対策本部会合では情報を共有するとともに、必要に応じ医学・公衆衛生等の専門家の意見を聴取しつつ、新型インフルエンザへの対応に関する基本的対処方針その他の対処に係る重要事項について協議・決定する。政府対策本部会合で決定する基本的対処方針に、必要に応じ、盛り込むことが考えられる事項の例及び発生段階は次のとおり（【 】内は想定される発生段階）。

なお、政府対策本部会合で協議・決定された事項のうち、閣議に付議すべきものがある場合には、当該事項を所掌する内閣官房及び関係省庁は、速やかに内閣総務官室と連絡を取り、所要の手続きを行う。

##### (1) 水際対策

- ① 発生国在外公館における査証発給停止【海外発生期】
- ② 検疫飛行場及び検疫港の集約化【海外発生期】
- ③ 検疫の強化（隔離・停留等の実施）【海外発生期】
- ④ 入国審査の強化【海外発生期】
- ⑤ 密入国者対策の強化【海外発生期】
- ⑥ 航空機・旅客船の運航自粛等の要請【海外発生期】
- ⑦ 検疫強化措置（隔離・停留等）などの縮小【海外発生期、国内発生早期、国内感染期】

##### (2) 在外邦人支援

- ① 在外邦人への情報提供（感染症危険情報の発出を含む。）【海外発生期以降】
- ② 帰国を希望する在外邦人の帰国手段の確保（民間航空機の増便、政

府チャーター機、政府専用機、自衛隊機等の運航）【海外発生期以降】

(3) 国内における発生（感染拡大）の防止

- ① 地域封じ込めの実施【国内発生早期（一定の条件を満たす場合のみ）】
- ② 外出・集会自粛の要請【国内発生早期、国内感染期】
- ③ 学校・保育施設等の臨時休業の要請【国内発生早期、国内感染期】
- ④ 職場における感染予防や事業継続に不可欠な重要業務への重点化の要請【国内発生早期、国内感染期】

(4) ワクチンの接種等

- ① プレパンデミックワクチンの供給・接種【海外発生期、国内発生早期】
- ② パンデミックワクチンの確保・供給・接種【海外発生期以降（供給体制が整い次第）】

(5) 社会機能の維持

- ① 電気・ガス・水道・食料等の維持など、最低限の国民生活の確保【海外発生期、国内発生早期以降】
- ② 医薬品、医療資器材、食料品、生活必需品等の流通・運送の確保【国内感染期】
- ③ 医療提供体制の確保【海外発生期以降】
- ④ 政府備蓄物資の使用及び供給体制の整備【海外発生期、国内発生早期、国内感染期】
- ⑤ 中小企業等の事業者への支援【国内感染期、小康期】
- ⑥ 円滑な遺体の葬送【国内発生早期、国内感染期】
- ⑦ 社会的弱者への生活支援【国内感染期】
- ⑧ 犯罪の予防・取締り【国内発生早期、国内感染期】

(6) 海外への渡航延期

- ① 感染症危険情報の発出による発生国への渡航延期の要請【海外発生期】
- ② 感染のおそれのある者に対する出国自粛の要請【国内発生早期、国内感染期】

(7) その他

- ① 国民への的確な情報提供
- ② 情報の収集・分析

### **3 情報提供**

政府対策本部は、対策本部の設置及び廃止、政府対策本部会合の開催状

況について、記者会見、記者クラブへの資料配付、ホームページへの掲載等により積極的に情報提供を行う。関係省庁は、それぞれの所掌に関連する事項について積極的に情報提供を行う。

#### **4 政府対策本部の廃止**

事態が終息した場合には、「新型インフルエンザ対策に関する政府の対応について」に基づき、政府対策本部を廃止する。

### **IV 新型インフルエンザ対策本部幹事会**

#### **1 政府対策本部幹事会の開催**

- (1) 政府対策本部幹事会は、必要に応じ、内閣危機管理監が主宰して開催し、情報の共有・分析、基本的対処方針その他の対処に係る重要事項について協議検討するとともに、政府対策本部の方針に基づき関係省庁の行う措置について協議調整する。政府対策本部幹事は、必要がある場合、政府対策本部幹事会の開催を内閣危機管理監に求めることができる。

なお、内閣危機管理監は、政府対策本部幹事会を開催する時間的余裕がないときは、政府対策本部幹事の一部を緊急に招集し、情報の共有・分析、基本的対処方針その他の対処に係る重要事項の協議検討を行うことができる。

- (2) 内閣危機管理監は、特に専門的知識が必要と認められる場合は、政府対策本部幹事会に医学・公衆衛生等の専門家を招致して意見を聴取することができる。

#### **2 情報提供**

政府対策本部幹事会の情報提供については、政府対策本部会合に準じる。

### **V 新型インフルエンザ対策本部の専門家会合**

#### **1 事前の準備**

- (1) 厚生労働省は、内閣官房及び関係省庁と協議して、医学・公衆衛生の専門家の人選を行い、事前に承諾を得るとともに、緊急時の連絡先を把握する。
- (2) 内閣官房は、必要に応じ、関係省庁と協議して、危機管理に関する分野の専門家の人選を行い、事前に承諾を得るとともに、緊急時の連絡先を把握する。
- (3) 関係省庁は、平素における新型インフルエンザ対策の検討及び推進に当たり、必要に応じ、上記(1)の専門家の意見を聴取することができる。

- (4) 新型インフルエンザ発生の疑いがある場合には、関係省庁は、必要に応じ専門家から意見を聴取して、新型インフルエンザ発生時の諸措置について協議検討する。

## **2 専門家会合の開催**

- (1) 専門家会合は、政府対策本部が設置された場合に開催し、基本的対処方針その他の対処に係る重要事項について医学・公衆衛生等の専門的立場から意見を述べる。
- (2) 専門家会合の長は、本部長が指名する。
- (3) 専門家会合の長は、必要に応じ、会合に内閣危機管理監等政府対策本部幹事の出席を求めることができる。
- (4) 専門家会合の意見を聴取することが考えられる事項の例は次のとおり。
- ① 政府対策本部が協議・決定する「基本的対処方針」等の案に関する専門的立場からの意見（発生段階の移行、検疫の強化・縮小、サーベイランス実施体制の強化・縮小、地域封じ込め対策に関する専門的立場からの意見）
  - ② 新型インフルエンザの病原性・感染力等についての専門的立場からの意見
  - ③ 抗インフルエンザウイルス薬、プレパンデミックワクチン・パンデミックワクチンの効果についての専門的立場からの意見
- (5) 専門家会合の長は、専門家会合を開催する時間的余裕がないときは個別に意見を聴取した上で、会合を代表して、政府対策本部会合及び政府対策本部幹事会に出席して意見を述べることができる。
- (6) 閣僚会議が開催された場合、必要に応じ、会合の専門家等の全部又は一部が閣僚会議に出席して意見を述べることができる。

## **VI 新型インフルエンザ対策本部事務局**

### **1 政府対策本部事務局の設置**

- (1) 政府対策本部、政府対策本部幹事会、専門家会合の事務を処理するため、事務局（以下「政府対策本部事務局」という。）を設置する。政府対策本部事務局の事務局長は厚生労働審議官（内閣審議官併任）をもって充て、事務局員は内閣官房及び関係省庁の職員をもって充てる。
- (2) 政府対策本部事務局は、必要に応じ、内閣官房及び関係省庁の課長級の職員により構成する会議を開催するなどにより、情報の集約と協議調整を行う。
- (3) 政府対策本部事務局は官邸対策室と連携して、事態への対処に当たる。

## **VII その他**

本対処要領は、新型インフルエンザ対策の検討状況及び新型インフルエンザ対策訓練の結果等を踏まえ、適宜、見直しを行う。

**国内において鳥インフルエンザの人への感染を確認した場合の措置****1 国内において鳥インフルエンザの人への感染が確認された場合の措置**

- (1) 厚生労働省は、国内で鳥インフルエンザの人への感染が疑われるとして、地方衛生研究所又は検疫所で発症者の検体に対する検査が行われ、その結果、鳥インフルエンザであると判明した場合は、国内における鳥インフルエンザの人への感染が確認された事態として、内閣情報調査室に直ちに報告する。  
なお、発症者の渡航歴、過去数日間の行動、現在の症状等から、鳥インフルエンザに感染した可能性が極めて高いと判断される場合には、検査結果を待たずに報告する。
- (2) 内閣情報調査室経由で事態を把握した危機管理センター勤務員は、直ちに内閣官房関係部局及び関係省庁に連絡する。
- (3) 内閣危機管理監は、情報の集約、内閣総理大臣等への報告、関係省庁との連絡調整を集中的に行うため、危機管理センターに官邸連絡室を設置する。厚生労働省は官邸連絡室に連絡要員を派遣する。関係省庁は、事態に関する情報を官邸連絡室に報告する。
- (4) 内閣危機管理監は、必要に応じ、内閣官房副長官補等及び緊急参集チームを参集させ、事態について緊急に分析・協議を行い、その結果を内閣総理大臣等に報告する。
- (5) 内閣危機管理監は、速やかに関係省庁対策会議を開催し、情報の集約・共有・分析を行うとともに、人への感染拡大防止対策に関する措置（発症者の隔離、専門家チームの現地への派遣等）について協議・決定する。
- (6) 厚生労働省は、国立感染症研究所における検査結果で鳥インフルエンザであると確定した場合には、官邸連絡室に直ちに報告する。官邸連絡室は、直ちに内閣官房関係部局及び関係省庁に連絡する。

**2 情報提供**

内閣官房及び関係省庁は、国民の間に不安感を醸成しないよう留意しつつ、社会不安の解消、国民による協力の確保等のため、事態及びこれへの対応に関する状況について、記者会見、記者クラブへの資料配付、ホームページへの掲載等により積極的に情報提供を行う。